

令和6年度 栄町住宅用設備等脱炭素化促進 事業補助金のご案内

栄町では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、エネルギーの安定確保やエネルギー利用の効率化を図るため、住宅用脱炭素化促進設備などを設置する人に対し、設置費の一部を補助します。



<問合せ先>

栄町 経済環境課 環境対策室

〒270-1592

栄町安食台1丁目2番

電話番号:0476-33-7713(直通)

1. 補助対象設備・補助金額

補助対象設備	補助金額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	停電時自立運転機能あり:上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限:7万円 ※住宅用太陽光発電設備の併設が条件
窓の断熱改修	補助対象経費の1/4 上限8万円 ※既存住宅のみ対象
電気自動車・ プラグインハイブリッド車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 :上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設 :上限10万円
V2H充放電設備 (電気自動車と住宅の間で相互に 電気を供給できる設備)	補助対象経費の1/10 上限25万円 ※住宅用太陽光発電設備の併設、電気自動車の導 入が条件

○補助対象設備は、申請者が所有する未使用品に限ります。

なお、併設する設備についてはリース契約でも構いません。

<併設する設備の例>

- ・定置用リチウムイオン蓄電システムに併設する太陽光発電設備
- ・電気自動車・プラグインハイブリッド車の補助要件としての太陽光発電設備
- ・V2H充放電設備の補助要件としての電気自動車(この場合、電気自動車は自家用である必要があります。また、電気自動車に対しては補助対象外です。)

<その他>

- ・申請期間内に設置工事を開始し、完了していることが条件です。
- ・補助対象経費(消費税・他の補助金交付を受けている場合は、その額を差し引いた額)が補助金額の上限額未満の場合は、補助対象経費を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。
- ・申請にあたっては、自己及びその属する世帯の世帯員のいずれも栄町暴力団排除条例(平成23年栄町条例第16号)第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないことが条件です。

2. 申請期間

令和6年5月1日(水)から**令和7年2月28日(金)**まで

- ・申請受付は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く、午前8時30分から午後5時までとします。
- ・申請受付は先着順とし、予算額に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。その場合は、すでに補助対象設備を設置済みで必要書類がそろっていても受付できませんので、ご了承ください。
- ・先着順とは、正式に受付が完了した順となりますので、ご注意ください。提出書類に不備などがある場合は、すべてそろってからの受付とします。

3. 申請

補助対象設備の設置前に提出書類をすべてそろえ、役場4階経済環境課へ持参してください。郵送による申請はできません。

提出書類は、補助対象設備ごとに異なります。各補助対象設備のページを参照してください。

[注意事項]

- ・申請書の日付は空欄で提出してください。提出書類の内容を確認後の日付を入れません。
- ・提出書類に不備などがある場合は、受付できません。
- ・修正液などや筆跡を消すことのできる筆記用具は使用できません。

4. 交付決定

申請の内容を審査し、交付の可否については申請者宛に通知します。

5. 実績報告

補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の完了の日から30日以内の日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに補助対象設備の設置後に提出書類をすべてそろえ、役場4階経済環境課へ持参してください。郵送による報告はできません。

6. 交付額確定

実績報告の内容を審査し交付額を確定し、申請者宛に通知します。

7. 請求

お手元に交付額確定通知書が届きましたら、請求書を提出してください。
請求書を実績報告時に提出する場合は、日付は空欄で提出してください。

請求書には、印鑑を押印してください。(認印可)

〔注意事項〕

- ・請求書中の金額欄については、訂正(訂正印含む。)はできません。書き損じた場合は、書き直してください。
- ・修正液などや筆跡を消すことのできる筆記用具は使用できません。

8. 受領

請求書にて指定された振込先口座に補助金をお振込みします。お振込みが完了した旨の通知はしませんので、通帳記帳などでご確認ください。(通常1カ月程度かかりません。)

9. 財産処分制限期間

補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはいけません。

ただし、栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書(別記第9号様式)により町長の承認を得た場合はこの限りではありません。

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年

10. 補助対象設備

10-1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

■要件

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

■設置する住宅の要件

次の各項のいずれかに該当すること。

- ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。
- イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。
- ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。
- エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1)町内に住所を有する個人であること。(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)
- (2)補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (3)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、栄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (4)補助対象者及び属する世帯の世帯員が町税を滞納していない人

■補助対象経費

設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)

■提出書類(交付申請時)

- (1)栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)
- (2)添付書類

- ①技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ等)
 - ②設置費の内訳が確認できる書類の写し(申請者宛の見積書及び契約書)
 - ③設置前の設置場所の写真(カラーで鮮明なもの)
- (3)該当者のみ提出する書類
- ①その他町長が必要と認める書類

■提出書類(実績報告時)

- (1)栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(第6号様式)
補助対象設備の概要(第6号様式別紙)
- (2)添付書類
- ①設置後の写真(カラーで鮮明なもの)
 - ②設置費の支払いを証する書類の写し(申請者宛の領収書など)
 - ③未使用品であることが確認できる書類の写し(次のいずれか)
 - 例 メーカーが発行する
 - ・保証書(設置日(引渡日)、販売店名、型式名・製造番号、購入者(申請者)氏名・住所(補助対象設備設置場所)の記載のあるもの)
 - ・出荷済証明書(納品書)
 - ・出荷検査成績書(検査日の記載のあるもの)
- (3)該当者のみ提出する書類
- ①その他町長が必要と認める書類

10-2 定置用リチウムイオン蓄電システム

■要件

リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

■設置する住宅の要件

- (1)町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備(太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費され

るものをいう。以下同じ。)が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

(2)次の各項のいずれかに該当すること。

- ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。
- イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。
- ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。
- エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

(3)次のいずれかに該当していること。

- ①自らが所有し居住する、町内に所在する住宅
- ②第三者が所有し自らが居住する、町内に所在する住宅
- ③自らの居住用に、町内に新築する住宅
- ④自らの居住用に取得する町内に所在する住宅で、住宅を販売する事業者などにより設備があらかじめ設置されたもの

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1)町内に住所を有する個人であること。(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)
- (2)補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (3)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、栄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (4)補助対象者及び属する世帯の世帯員が町税を滞納していない人

■補助対象経費

設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)

■提出書類(交付申請時)

- (1) 栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)

※一般社団法人環境共創イニシアチブの最新の登録内容を記入してください。

(2)添付書類

- ①技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ等)

②太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し

例 電気事業者が発行する

*既設 定置用リチウムイオン蓄電システムの設置日以前の『売電明細』

③設置費の内訳が確認できる書類の写し(申請者宛の見積書及び契約書)

④設置前の設置場所の写真(カラーで鮮明なもの)

(3)該当者のみ提出する書類

①その他町長が必要と認める書類

■提出書類(実績報告時)

(1)栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(第6号様式)

補助対象設備の概要(第6号様式別紙)

(2)添付書類

①設置後の写真(カラーで鮮明なもの)

②設置費の支払いを証する書類の写し(申請者宛の領収書など)

③未使用品であることが確認できる書類の写し(次のいずれか)

例 メーカーが発行する

・保証書(設置日(引渡日)、販売店名、型式名・製造番号、購入者(申請者)氏名・住所(補助対象設備設置場所)の記載のあるもの)

・出荷済証明書(納品書)

・出荷検査成績書(検査日の記載のあるもの)

④太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し

例 電気事業者が発行する

*同時 ・『接続契約のご案内(紙文書)』

・『保証書(モジュールとパワーコンディショナー両方)』

(3)該当者のみ提出する書類

①その他町長が必要と認める書類

10-3 窓の断熱改修

■要件

既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修(内窓の設置を含む。)するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。

加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。

※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。(空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、室を区切る仕切りとして認められない。)

補助対象:リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等

※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。

※換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓)、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。

ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

■設置する住宅の要件

(1)窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

(2)次の各項のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。

イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

(1)町内に住所を有する個人であること。(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)

(2)補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。

(3)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、栄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

(4)補助対象者及び属する世帯の世帯員が町税を滞納していない人

■補助対象経費

設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)

※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。

※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。

■提出書類(交付申請時)

- (1) 栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
補助対象設備の概要(第1号様式別紙)

※一般社団法人環境共創イニシアチブの最新の登録内容を記入してください。

(2) 添付書類

- ① 技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ等)
- ② 設置前の写真(カラーで鮮明なもの)
- ③ 設置費の内訳が確認できる書類の写し(申請者宛の見積書及び契約書)
平面図、立面図 平面図・立面図の作成方法参照

(3) 該当者のみ提出する書類

- ① その他町長が必要と認める書類

■提出書類(実績報告時)

- (1) 栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(第6号様式)
補助対象設備の概要(第6号様式別紙)

(2) 添付書類

- ① 設置後の写真(カラーで鮮明なもの)
- ② 設置費の支払いを証する書類の写し(申請者宛の領収書など)
- ③ 未使用品であることが確認できる書類の写し(次のいずれか)
例 メーカーが発行する
・保証書(設置日(引渡日)、販売店名、型式名・製造番号、購入者(申請者)氏名・住所(補助対象設備設置場所)の記載のあるもの)
・出荷済証明書(納品書)
・出荷検査成績書(検査日の記載のあるもの)

(3) 該当者のみ提出する書類

- ① その他町長が必要と認める書類

写真の撮影方法

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
- ・工事作業中の写真も撮影する
- ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設

置が完了していることを証明できるように準備してください。

- ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置したすべての窓を撮影してください。
- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの(机、棚、観葉植物等)は除いてから撮影してください。
- ・設置した窓の位置が分かるようにしてください(別紙(平面図・立面図の提出方法)をご参照ください。)

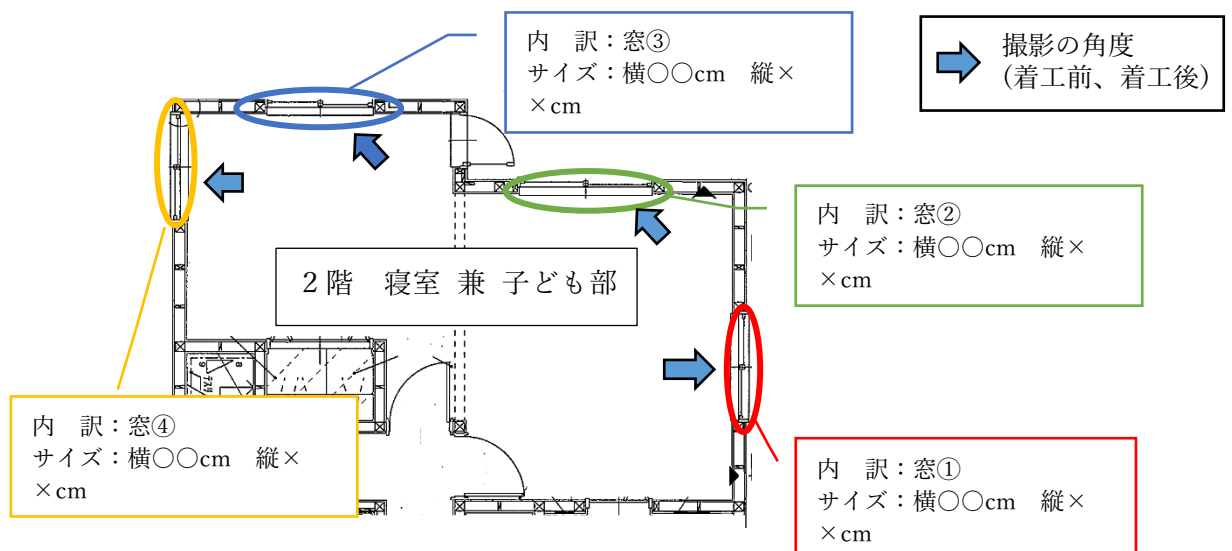
平面図・立面図の作成方法

- ・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。
- その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

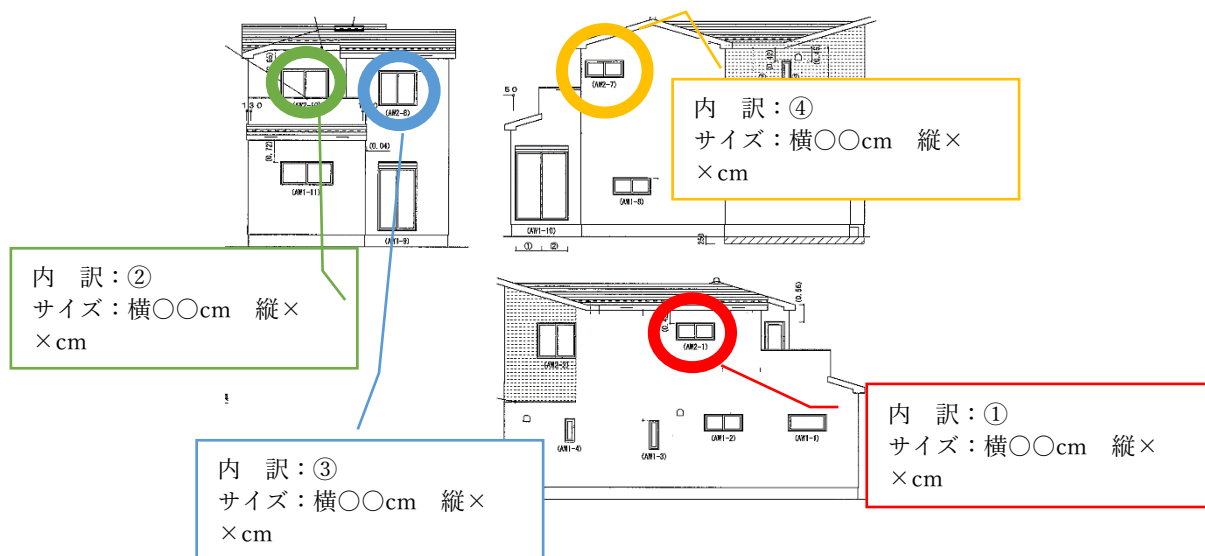
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



10-4 電気自動車

■要件

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- (1)申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- (2)自動車検査証の使用の本拠の位置が、栄町の区域内の住所であること。
- (3)自動車検査証の登録年月の日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- (4)国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。

■電気自動車を導入する人が居住する住宅の要件

次のいずれにも該当していること。

- ①申請日までに住宅用太陽光発電設備(太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。)が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設か既設かを問わない。
- ②自らが居住する、町内に所在する住宅
- ③住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備(電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備)を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1)町内に住所を有する個人であること。(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)
- (2)補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (3)補助対象者及び属する世帯の世帯員が町税を滞納していない人
※残価設定ローンにより購入する場合や、リース契約の場合は補助対象外です。

■補助対象経費

補助対象電気自動車本体の購入費

■提出書類(交付申請時)

- (1)栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)
- (2)添付書類
 - ① 技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ等)
 - ② 購入費の内訳が確認できる書類の写し(申請者宛の見積書及び契約書)
- (2)該当者のみ提出する書類
 - ①その他町長が必要と認める書類

■提出書類(実績報告時)

- (1) 栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(第6号様式)
補助対象設備の概要(第6号様式別紙)
- (2) 添付書類
 - ① 報告時までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類

の写し(売電明細、接続契約の御案内、保証書、特定契約締結に係る書類のいずれか)

- ② 発電した電気を当該補助対象設備に給電できることが確認できる書類の写し(給電設備の保証書、または給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真)
 - ③ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2Hが設置されていることが確認できる書類の写し(保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真)
 - ④ 導入後の写真(カラーで鮮明なもの。保管場所において撮影したもの。)
 - ⑤ 購入費の支払いを証する書類の写し(申請者宛の領収書など)
 - ⑥ 自動車検査証記録事項の写し
 - ⑦ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証の写し(任意保険に限る。自動車損害賠償責任保険は不可。)
- (3) 該当者のみ提出する書類
- ① その他町長が必要と認める書類

10-5 プラグインハイブリッド車

■要件

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

- (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、栄町の区域内の住所であること。
- (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。
- (4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。

■プラグインハイブリッド自動車を導入する人が居住する住宅の要件

次のいずれにも該当していること。

- ① 申請日までに住宅用太陽光発電設備(太陽電池を利用して電気を発生させるため

の設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。)が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設か既設かを問わない。

- ②自らが居住する、町内に所在する住宅
- ③住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備(プラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備)を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1)補助対象設備設置住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている人
 - (2)補助対象者及び属する世帯の世帯員が町税を滞納していない人
 - (3)補助対象設備導入住宅に補助事業を実施し、自らが所有する補助対象設備の導入費を負担した人(所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社などである場合を含む。)
- ※残価設定ローンにより購入する場合や、リース契約の場合は補助対象外です。

■補助対象経費

補助対象プラグインハイブリッド自動車本体の購入費

■提出書類(交付申請時)

- (1)栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)
- (2)添付書類
 - ① 技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ等)
 - ② 購入費の内訳が確認できる書類の写し(申請者宛の見積書及び契約書)
- (3) 該当者のみ提出する書類
 - ①その他町長が必要と認める書類

■提出書類(実績報告時)

- (1) 栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(第6号様式)
補助対象設備の概要(第6号様式別紙)
- (2) 添付書類
 - ① 報告時までに住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し(売電明細、接続契約の御案内、保証書、特定契約締結に係る書類のいずれ

か)

- ② 発電した電気を当該補助対象設備に給電できることが確認できる書類の写し（給電設備の保証書、または給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真）
- ③ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合は、V2Hが設置されていることが確認できる書類の写し（保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真）
- ④ 導入後の写真（カラーで鮮明なもの。保管場所において撮影したもの。）
- ⑤ 購入費の支払いを証する書類の写し（申請者宛の領収書など）
- ⑥ 自動車検査証記録事項の写し
- ⑦ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証の写し（任意保険に限る。自動車損害賠償責任保険は不可。）

(3) 該当者のみ提出する書類

- ① その他町長が必要と認める書類

10-6 V2H充放電設備

■要件

電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

■設置する住宅の要件

(1) 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。

(2) 次の各項のいずれかに該当すること。

- ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。
- イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。
- ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。
- エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

(2) 次のいずれかに該当していること。

- ① 自らが所有し、居住する町内に所在する住宅

- ②第三者が所有し、自らが居住する町内に所在する住宅
- ③自らの居住用に、町内に新築する住宅
- ④自らの居住用に取得する町内に所在する住宅で、住宅を販売する事業者などにより設備があらかじめ設置されたもの

■補助対象者 申請日において、次のすべてに該当する人

- (1)町内に住所を有する個人であること。(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)
- (2)補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (3)補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、栄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (4)補助対象者及び属する世帯の世帯員が町税を滞納していない人

■補助対象経費

補助対象設備本体の購入費(工事費は対象外)

■提出書類(交付申請時)

- (1)栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
補助対象設備の概要(第1号様式別紙1)
- (2)添付書類
 - ①技術仕様(型番)が確認できる書類の写し(カタログ等)
 - ②設置費の内訳が確認できる書類の写し(申請者宛の見積書及び契約書)
- (3)該当者のみ提出する書類
 - ① その他町長が必要と認める書類

■提出書類(実績報告時)

- (1) 栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(第6号様式)
補助対象設備の概要(第6号様式別紙)
- (2) 添付書類
 - ① 設置後の写真(カラーで鮮明なもの)
 - ② 設置費の支払いを証する書類の写し(申請者宛の領収書など)
 - ③ 未使用品であることが確認できる書類の写し(次のいずれか)
例 メーカーが発行する

- ・保証書(設置日(引渡日)、販売店名、型式名・製造番号、購入者(申請者)氏名・住所(補助対象設備設置場所)の記載のあるもの)
 - ・出荷済証明書(納品書)
 - ・出荷検査成績書(検査日の記載のあるもの)
 - ④報告時までには住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し(売電明細、接続契約の御案内、保証書、特定契約締結に係る書類のいずれか)
 - ⑤報告時までには電気自動車が導入されていることが確認できる書類の写し(自動車検査証)
- (3)該当者のみ提出する書類
- ① その他町長が必要と認める書類